

修身說約

木戸麟編輯

九

K 110.1

54

9

修身說卷ノ九

第一

木戸 麟 編纂

元弘三年、村上彦四郎義光ハ、其ノ子義隆ト共ニ
護良親王ニ從ヒ、吉野ノ城ニ在リケルガ、東國ノ
賊軍四方ヨリ攻メ圍ミテ、城兵多クハ戰死シ、外
城既敵手ニ陷レリ、親王短兵ヲ以テ接戰數合ニシ
テ退キテ左右ト酒ヲ酌ミテ、慨歌セリ、義光、鎧上
ニ矢ノ集ルコト蝟毛ノ如ク、雄姿颯爽トシテ來
リ、跪キテ曰ハク、賊焰熾盛ニシテ、城支フ可カラ

ズ、臣願ハクハ大王ノ鎧装ヲ賜ハリ、詭リテ大王ト爲リテ死ヒン大王間ニ乗ジテ遁レ去レト、護良ノ曰ハク、死セバ則共ニ死セン、何ゾ相棄ツルニ忍ビシヤト、義光聞ガ



ズ、起チテ自親王ノ鎧ヲ解ケリ、親王已ムコトヲ得ズシテ、之ヲ許シ、涙ヲ垂レテ去レリ、義光、乃其ノ鎧ヲ被テ、譙樓ニ登レバ、義隆來リテ、偕ニ死セントス、義光ノ曰ハク、汝亟ニ去リテ、王ニ從ヒ、其ノ後ヲ拒ケ、徒ニ死スルコト勿レト、義隆泣キテ訣レ去レリ、義光遙ニ親王ノ去ルコト遠キヲ見テ、大呼シテ、敵軍ニ向ヒテ曰ハク、我ハ今上ノ第三子、護良ナリト、乃腹ヲ劃キ、腸ヲ抽キ、壁ニ擲チテ斃レケルニゾ、賊四集シテ、其ノ首ヲ斬リテ去レリ、既ノ吉野執術ノ兵五百騎、親王ヲ途ニ遮レリ、義

隆單身留リ鬪ヒテ、數人ヲ斬リ、其ノ身モ十餘創
ヲ蒙リケルガ、親王ノ去ルコト既遠キコトヲ知
リケレバ、一叢竹ノ中ニ走リ入リテ自殺セリ、親
王終ニ免レテ、高野山ニ至ルコトヲ得タリ、義隆
時ニ年十八ナリ、

第二

蜀漢ノ趙雲字ハ子龍、常山真定ノ人ナリ、蜀帝劉
備ニ事ヘテ、五虎將軍ノ一人タリ、劉備、曹操ノ軍
八十三萬ト、荊州ニ戰ヒ、利アラズレテ、北ニ走リ
ケルトキ、趙雲、劉備ノ家孥ヲ護レテ、之ニ從ヘリ、

曹操勝チニ乘ジ之ヲ追フコト甚急ナリ、蜀ノ軍
當陽ノ長坂ニ至リテ大ニ敗レ、劉備僅ニ身ヲ以
免レタリ、趙雲、槍ヲ振ヒテ、敵ニ當リ、血戰數合
シテ、其ノ軍ヲ顧ルニ、己ガ護ル所ノ家孥、皆其ノ
行ク所ヲ知ラザリケレバ、嘆ジテ曰ハク、我至重
ノ囑託ニ背キテ、幼主阿斗ヲ失セリ、死ストモ之
ヲ索メズバ、何ノ面目アリテ、再君ニ見エシヤト、
殘兵二十餘騎ト俱ニ、曹操ノ八十三萬ノ軍中ニ
突入シテ、偏ク諸方ヲ索ムルニ、敵軍其ノ鋒ニ當
ルモノナク、遂夫人甘氏ヲ認メ、之ヲ援ケテ、遁レ

走ラシム、又、入リテ幼主ヲ索ムルニ、更ニ其ノ蹤
跡ヲ見ズ、後ヲ顧ルニ、從兵皆死シタリ、趙雲單騎
馳マテ、樹下ヲ過ギシニ、兒ノ泣ク聲アリ、近ヅキ
テ之ヲ視レバ、夫人糜氏阿斗ヲ抱キテ斃レ卧セ
リ、趙雲天ヲ拜シテ、大ニ喜ビ、夫人ヲシテ己ガ馬
ニ騎ラシメントスルニ、糜氏ノ曰ハク、妾既創ヲ
蒙リテ、起ツコト能ハズ、將軍願ハクハ、此ノ兒ヲ
翼ケヨト、遂傍ノ井ニ投ジテ死セリ、趙雲己ムコ
トヲ得ズ、甲ヲ脱シテ、兒ヲ懷ニシ、槍ヲ採リテ、馬
一跨ルニ、敵八面ヨリ競ヒ進リ、趙雲又之ト戦

ヒ、數十人ヲ斃セ
シガ、過チテ敵ノ
陷阱ニ陥レリ、其
ノ時、曹操ノ將張
郃、槍ヲ倒ニシテ
刺サントシタル
ガ、趙雲馬ヲ躍ラ
シテ、穴ヲ出テ、曹
操ノ隊中ヲ馳ス
ルコト、宛無人ノ



地ヲ行クガ如シ、曹操、山上ヨリ之ヲ望見シテ、其ノ名ヲ問ハシメケレバ、趙雲ノ曰ハク、我ハ常山ノ趙子龍ナリト、曹操其ノ勇ヲ嘉シ、矢ヲ發スルヲ無ラシメタリ、趙雲遂曹操ノ圍ミヲ脱シ劉備ニ會シテ、阿斗ヲ出ダセシニ、阿斗熟睡セリ、劉備大ニ怒リテ曰ハク、汝至愚ナリ、將軍ヲ勞シテ眠ルカト、是ヨリ趙雲寵遇益渥ク、常ニ客將軍ヲ以、禮セラレタリト云フ、

第三

中臣鎌足ハ、藤原氏ノ始祖ナリ、皇極孝徳天智ノ

三朝ニ事ヘテ勲功アリ、皇極ノ朝ニ當リテ、大臣蘇我蝦夷、其ノ子入鹿ト共ニ、權ヲ擅シ、皇族ヲ弑シ、子男ヲ王子ト稱シ、家門ヲ宮門ト唱ヘ、柵ヲ環ラシ、兵ヲ備ヘ、出入スルトキハ、衛士數人ヲ從ヘリ、又一邸ヲ畝傍山ノ東ニ營シ、倉廩ヲ建テ、戎器ヲ貯ヘ、非望ヲ覬覦セリ、鎌足、謂ヘラク、我之ヲ誅セズバ、天地ノ間ニ立タズト、時ニ詔アリテ、鎌足ヲ神祇伯ト爲セシガ、鎌足ハ病ト稱シテ朝セズ、皇弟輕モ亦脚疾ヲ患ヒテ朝セズ、君側ノ姦ヲ攘フニ意アリケレバ、深く相結託シテ、密ニ計策

ヲ議セリ、又皇子
 中大兄ノ仁慈ニ
 シテ局度アルヲ
 見テ、俱ニ事ヲ舉
 ゲント欲スレド
 モ、之ヲ告グルニ
 由ナカリシガ、一
 日、皇子、法興寺ニ
 遊ビ、鞠ヲ樹下ニ
 蹴ルニ方リ、鎌足



鎌足

モ亦來リ遊ベリ、會皇子ノ靴脱ケテ、鞠ト共ニ輶
 轉シテ、其ノ前ニ至リケレバ、鎌足ハ直ニ之ヲ拾
 ヒ取リ、跪キテ皇子ニ奉レリ、皇子モ亦跪キテ之
 ヲ受ケタリ、是ヨリ始メテ、親近スルヲ得テ、與ニ
 謀ヲ回シケルガ、屢往來シテ、世人ニ怪マレンコ
 トヲ恐レ、乃車ヲ同クシテ、南淵先生ニ詣リテ、經
 ヲ受ケ、車中ニテ密ニ議リ、終ニ入鹿ヲ太極殿ニ
 誅戮シ、又其ノ宅ヲ圍ミテ、之ヲ屠リ、一朝ニシテ、
 巨姦ヲ天誅ニ伏セシメタリ、後、大職冠ニ拜シ、内
 大臣トナレリ。

第四

英王「エドワード」第三世「カラ」井スヲ攻メシク、居
民城ニ據リ、固守シテ降ラザル。一年餘、其ノ間
大ニ英兵ヲ失ヒシカバ、王、大ニ怒リ、糧竭キテ降
ラントレシク、之ヲ許サズシテ、悉城中ノ人ヲ戮
シ、財物ヲ奪ハントセシガ、將校等其ノ慘酷ナル
ヲ諫メテ、稍寛典ヲ議シケレバ、王ハ魁首ノ者六
名、露頭跣足ニテ、頸ニ繩ヲ纏ヒ、衫ヲ著ケテ、城門
ノ鑰ヲ持チ來ラバ、他ノ命ヲ赦サント決シタリ、
此ノ令、城内ヲ達スルヤ、居民皆愁歎啼哭セリ、

「エドワード」云フ者アリ、苟府ノ難ヲ救フヲ
得バ、我ノ血液ヲ流ストモ怨ミナシ、我英軍ニ行
カント云ヒケレバ、皆其ノ愛國ノ義氣ニ感シテ、
他ノ五人モ亦之ニ與シタリ、是ニ於キテ、六名齊
ク王ノ命ノ如ク、醜態ヲ爲シテ、英軍ニ赴キケレ
バ、王ハ直ニ之ヲ刎テヨト令シケルヲ、太子將校
皆之ヲ止ムレバ、聽カズ、「ヒリ」ピア后、己ノ功ヲ以、
彼ノ命ヲ購ハント乞フニ及ビテ、始メテ之ヲ赦
シタリ、

第五

武田信玄村上義清ヲ攻メシキ、兩軍相接シ、矢丸
雨ノ如ク下リケレバ、諸隊皆竹牌ヲ以、墻壁トナ
シ、之ヲ防ゲリ、時ニ信玄俄ニ陣ヲ分ケテ、兩隊ト
爲サントシ、三井某、米田某ヲシテ、令ヲ別將、飯富、
板垣ノ二氏ニ傳ヘシム、二使命ヲ受ケテ出ヅ、米
田ノ曰ハク、牌外ハ危シ、請フ牌内ヲ行カント、三
井ノ曰ハク、矢丸ヲ畏ル、ハ、勇者ニアラズ我ハ
牌外ヲ行カント、出ヅレバ、即矢丸雨ノ如ク注ギ、
僅ニ百死ヲ免レテ、飯富ノ軍ニ達セシガ、面色恰
灰ノ如ク、口噤シテ言ヲマツト能ハズ、米田、既令ヲ

二將ニ傳ヘ、笑ヒテ三井ニ牌外ヨリ歸ラント云
ヒケレバ、三井ハ吾レ牌外ヲ來リシニ、銃丸頗烈
シ、豈再スベケンヤト答ヘケルヲ、米田ハ、向ニ子
ト與ニ牌外ヲ行カザリシハ、君命ヲ達セザラン
コトヲ恐レテナリ、君命既達シヌレバ、今ハ畏ル
、所ナシトテ、意氣從容トシテ、牌外ヨリ歸リケ
レバ、三井ハ大ニ慚愧セリトゾ、

第六

「イパミノンダスト云ヘル人ハ、セベス」ノ名將ナ
リ、劍ヲ以、敵ニ刺サレ、殆死ナントセシトキ、之ヲ

拔カシメズシテ、勝敗ノ決スルヲ待テリ、士卒ノ
走り來リテ、吾ガ軍勝テリ、ト告グルニ及ビテ、喜
ビ色ニ形ハレ、今日ハ吾ガ命ノ盡ル日ニ非ズレ
テ、吾ガ始メテ生ルノ日ナリ、我身死シテ名立ツ、
豈榮ナラズヤト言ヒテ、其ノ劍ヲ拔カシメテ斃
レシトゾ、

第七

景行天皇二十五年、熊襲叛キテ王化ニ服セズ、恣
ニ小民ヲ殘殺シ、屢邊境ヲ侵掠セシカバ、天皇大
ニ怒リ、皇子小碓ヲ將トシテ、之ヲ討シタマフ皇

子時ニ年十六熊襲ニ至リ、謀者ヲ遣シテ、賊ノ動
静及ビ地形ノ嶮易ヲ覘ハシム、謀者還リ報ジテ
曰ハク、賊魁川上梟帥ト云フ者、今夜親族ヲ集メ
テ酒宴ヲ張リ、諸門ノ守兵悉怠慢セリ、是ニ乘ジ
テ、其ノ不意ヲ襲ハシ、直ニ殊功ヲ奏ス可シト、皇
子乃頭髮ヲ解キテ、少女ノ姿ニ變ジ、寶劍ヲ懷ニ
シテ、密ニ梟帥ノ宴席ニ侍セリ、梟帥其ノ容姿ノ
美麗ナルヲ愛シ、手ヲ執リテ、其ノ傍ニ坐セシメ
タリ、皇子其ノ醉卧スルヲ伺ヒ、劍ヲ出シテ、其ノ
胸ヲ刺シタマヘバ、梟帥大ニ叫ビテ、我ヲ刺ス者

ハ誰人ゾト云ヒケルニ、我ハ天皇ノ子小碓ナリ
 ト答ヘタマヘバ、我國中ノ剛者トカヲ角ブルニ、
 未此ノ如キ勇カニ遇ハズ、我賤陋ト雖、願ハクハ、
 尊號ヲ日本武ト上ラント云ヘリ、皇子之ヲ聽ル
 シ、再刺シテ之ヲ誅シタマヘリ、

第八

「フランスノ驍將「バイヤール」ハ、剛正ヲ以顯レタ
 リ、英王「ヘンリ」第八世其ノ人トナリヲ好シ人
 ラシテ、密ニ之ニ説カシメケルハ、英王ニ仕ヘバ、
 高官ヲ授クベシト、バイヤール對ヘテ曰ハク、吾

ガ爲メニ英王ニ辭セヨ、我天ニ在リテハ神ヲ主
 トシ、地ニ在リテハ佛王ヲ主トス、我決シテ他ノ
 君ニ仕フルコト能ハズト、

第九

前漢ノ蘇武字ハ子卿杜陵ノ人ナリ、武帝ノ時中
 郎將タルヲ以、節ヲ持シテ匈奴ニ使ヒセリ、單于
 之ヲ降サント欲シ、武ヲ幽シテ大窖中ニ置キ、飲
 食セシメズ、會天雪ヲ雨ラシケレバ、武卧シナカ
 フ雪ト糞トヲ齧ミテ、之ヲ咽ミ、數日死セズ、匈奴
 以神ナリトシ、武ヲ北海上ニ徙シテ羝ヲ牧セシ

メテ曰ハク、羝乳セバ乃國ニ歸ラシメント武漢節ヲ杖ツキテ、羊ヲ牧シ、卧起操持セシカバ、節旄盡落チタリ、昭帝ノ時、漢使者ヲ遣ハシテ、武等ヲ求メケレバ、匈奴詭リテ、武既死セリト言ヘリ、使者ノ曰ハク、天子鴈ヲ上林ニ射ケルガ、其ノ足ニ帛書アリテ、武某ノ澤中ニ在ルコトヲ書シタリト、匈奴隱ス能ハズ、遂武ヲ還セリ、武、匈奴ニ留ルコト十九年、始メ強壯ヲ以出テ、還ルニ及ビテ鬚髮盡白カリシト云ス、

第十

伊東九郎祐清ハ、父ヲ祐親ト云フ、平氏ノ家士ニシテ、世々伊豆ニ住メリ、源賴朝、平氏ノ爲ニ流ラレテ、其ノ國ニ在リケル時、祐親事ニヨリテ、之ヲ害セントセシニ、祐清、私ニ其ノ謀ヲ告グテ、避ケシメタリ、後賴朝兵ヲ擧グテ、鎌倉ニ據リ、坂東ノ將士悉屬スルニ及ビ、祐親ヲ虜ニシテ至リシカバ、祐親恥ヂテ自殺セリ、賴朝、祐清ヲ名シテ云ヒケルハ、汝ガ父ノ罪アルモ、我猶之ヲ宥サントセリ、况汝ノ我ニ恩アルヲヤ、汝我ニ屬セコト、祐清辭シテ、我ハ罪人ノ子ナレバ、死ハ固ヨリ其ノ分

ナリ、我嚮ニ志ヲ君ニ通ゼシハ他日ノ報ヲ求ム
ルニ非ズ、今又何ノ面目アリテ、君ニ事ヘンヤ、唯
速ニ死ヲ賜フベシト云ヘドモ、賴朝之ヲ殺スニ
忍ビズ、祐清又、君若我ヲ殺サズバ、我必平氏ノ爲
ニ君ヲ射ント云ヘルヲ、賴朝ハ一人ノ去就、何ゾ
勝敗ノ數ニ與ラン、平氏ニ從フコト、汝ガマ、ナ
リトテ、故チ遣リケレバ、祐清京ニ往キテ、平惟盛
ニ從ヒ、源義仲ヲ越前國ニ拒ギテ、遂篠原ニ戰死
セリ、

第十一

諸葛亮字ハ孔明、琅邪郡陽都縣ノ農夫ナリ、性穎
達聰敏ニシテ、諸學ニ通シ、殊ニ兵法ニ至リテハ
天下獨歩ト稱セラレ、自其ノ才ヲ管仲樂毅ニ比
セシトイヘリ、時ニ天下騷亂、英雄割據シテ漢室
無キガ如シ、涿郡ノ劉備之ヲ嘆キ、兵ヲ擧ゲテ新
野ニ屯シ、希世ノ輔翼ヲ得テ、動亂ヲ靜メント、隱
士司馬徽ノ家ニ詣リ、當時ノ事務ヲ訪フ、司馬徽
曰ハク、儒生俗上、豈時務ヲ識ランヤ、時務ヲ識ル
ハ俊傑ニアリ、此ノ間ニ諸葛孔明ト云フ者アリ
將軍宜ク之ト謀ルベシト、劉備是ニ於キテ、諸葛

ノ廬ニ詣ルコト
 三たびニシテ、始
 メテ見ルコトヲ
 得、漢室ヲ恢復シ
 姦臣ヲ誅除スル
 ノ策ヲ問ヒケレ
 バ、孔明、其ノ義ヲ
 感シ、出デ、劉備
 ニ事ハ、純徳忠誠
 ヲ以、之ヲ輔翼シ



劉備の廬

漢中ヲ定メ、巴蜀ヲ取リ、魏王曹丕漢帝ヲ廢シ
 テ位ヲ篡フニ及ビテ、劉備ヲ勸メテ帝位ニ即カ
 シメタリ、劉備、乃、孔明ヲ以丞相トナシ、内外ノ政
 務悉之ニ倚賴セリ、劉備歿スルニ及ビ、其ノ子劉
 禪ヲ助ケテ、屢魏ト戦フト雖、殊功未就ラズシテ、
 遂、五丈原ニ病歿セリ、時ニ年五十四、

第十二

「ゴロンビス」ト云ヘル人ハ、西曆一千四百三十五
 年「イタリ」ノ「ゼ」ノ「ワ」ニ生レタリ、其ノ父ハ羊毛
 ヲ剪リテ、世ヲ送ル人ナリケリ、「ゴロンビス」天賦

聰明ニシテ、深ク地理、天文、並ビニ、航海ノ學ヲ好
ミ、十四歳ノ時、既水客ト爲リテ、諸國ニ航シ、絶大
ノ功業ヲ建テント欲スルノ念ヲ萌生セリ、西曆
一千四百七十年、居ヲリスボンニ移セリ、時ニ年
三十五、廣ク當世ノ碩儒博識ト交リ、腦カヲ地圖
ノ製作ニ費セリ、古キ學士ノ、地形ハ圓ナリト言
ヘル説ト、西風強キトキ、木材ノ彫鏤セル者、并ビ
ニ未知ラザル人種ノ死骸、アソール海濱ニ漂著
セシコト有リケルニヨリ、「コロンビス」ハ未人ノ
間見ヤザルノ州アルコトヲ感覺シ、西方ヨリ印

度ニ至ル航路ヲ開キ、未教化ヲ被ラザル異域ニ
歐洲ノ學術ヲ傳ヘンコトヲ思ヒ起シ、之ヲ「ホルチ
ユガル」王「ジョン」第二ニ説キケルガ、此ノ王ハ其
ノ性鄙吝ナレバ、之ヲ「コロンビス」ニ任セズシテ、
竊ニ臣下ヲシテ、船ヲ裝シ、其ノ路ヲ索メシメケ
ルガ、猛浪劇濤ノ爲ニ困メ遮ラレテ、徒ニ歸リ來
レリ、「コロンビス」ハ、之ヨリ東西ニ奔走シテ、其ノ
事ヲ果サンコトヲ求ムレバ、之ヲ信用スル者ナ
ク、空ク若干ノ星霜ヲ經タリ、西曆一千四百九十
二年、「スパニア」ニ到リテ、「ヘルナルド」ニ説キケル

ハ、若新土ヲ見出セバ、其ノ地ノ總督ニ命ゼラル
ベク且所得ノ利益十分一ヲ分テ賜ハルベク又
自此ノ舉ノ費用八分ノ一ヲ辨ズベキ旨ヲ述ベ
テ懇請シタレバ、時戰爭ノ後ニ際シテ、府庫充實
セザリケレバ、請フ所ノ三艘ノ船ト、三千コロ
ンノ金ヲ得ルコト能ハズシテ、其ノ望ミ復行ハレ
ズ、快々トシテ將他國ニ赴カントセシガ、女王イ
サベルヲ其ノ撓マザルノ志ト、卓見トニ感動シ
テ、己ガ愛玩シテ佩ベルトコロノ寶玉ノ裝具ヲ
悉賣却シ、俄ニ船艦ト、要用物品トヲ備ヘテ、コロ

ンビスニ授ケタリ、コロンビスハ始メテ其ノ素
懷ヲ遂グベキ、時節到來シテ、同年秋第八月三日、
「ピンタ」ニナト稱フル二艘ノ船ト、「サンタマリア」
ト唱フル巨艦ニ、「コロンビス」ノ號旗ヲ翻シ人員
總ベテ百二十餘人、「アンタロシ」ノ「ハロス」港ヨ
リ、朝風ニ纜ヲ解キケルガ、此ノ行ハ昔ヨリ傳ヘ
モ聞カザル水旅ニシアレバ、「コロンビス」ヲ除ク
ノ外ハ心皆穩ナラス、唯王命ヲ畏ミテ從役セル
輩ナレバ、港ヲ放レテ離別ノ祝聲モ聞エザルニ
至ルトキ、既淚ノ滂沱タルヲ覺エス、宛死地ニ入

ルガ如キ、想像ヲ浮ベタリシガ「コロンビス」ノ剛
膽ハ、恰羅盤針ノ北斗ヲ指スガ如ク、確乎タル心
念撓ミナクヅ見エニケル、開帆ノ後、四十日ノ間
西ニ向ヒテ航シケルニ、羅盤針忽正直ニ北斗ヲ
指サシレハ、按針役ヲ始メトシテ、船中ノ者大ニ
驚愕シケルニゾ、「コロンビス」慙懃ニ其ノ理ヲ説
明シテ之ヲ鎮メケル船中ノ人ハ天涯一片ノ暮
雲ヲ望ミテ、陸地カト疑ヒ、或ハ萍草ノ波ニ漂フ
ヲ見、或ハ群鳥ノ飛鳴スルヲ見テ志シテ達スル
ノ近キニアラシカト左思右想其ノ心腸ヲシテ、

儼々タラシムル
ノミニシテ、水天
渺々前途ノ目的
測ル可ラザレバ、
方寸忽亂レテ、第
十月十日ノ晚際
ニ及ビ水手等相
會シテ、「コロンビ
ス」ヲ海中ニ投ゲ
入レ、舊路ヲ求メ



君馬島

テ返ラントゾ計リケル、コロンビスノ剛膽ハ、依然トシテ變ゼス、衆人ノ怒リヲ鎮メ志シテ勵マシ、尚航路ヲ西ニ馳セケルニ、其ノ明日ニ至リテ地方ナラザレバ産セザル魚類又ハ河藻、或ハ未陳敗セザル菓實アル枝、或ハ葦葉、或ハ彫木等ノ波上ニ漂ヘルヲ引キ擧ゲケレバ、人々稍力ヲ得タリ、此ノ夜十時ノ頃、コロンビスハ、獨船樓ニ在リケルガ、水烟ノ暗淡ナル中、遙ニ火光ノ閃々タルヲ見タルガ如ク覺エケレシ、二人ノ親友ヲ召シテ、之ヲ語ルニ、一人ハ之ヲ認メ得、一人ハ火光

ノ、或ハ高ク、或ハ低ク、耀クヲ見出シケル、既シテ第一時ニ至リ前ニ進ミシ、ビンタ船ヨリ號炮ヲ放チテ、陸地ノ近キヲ報シケル、明クレバ第十月十二日ノ曙ト共ニ、多年ノ宿望始メテ開キ、コロンビスノ船ハ、樹林鬱蒼トシテ、人ノ心目ヲ爽快ナラシムベキ、景色ヲ帶ブルトコロノ、陸地ヲ距ルコト、僅ニ二里半許ナル所ニゾ在リケル、コロンビスハ、美麗ナル衣服ヲ著ケ、手ニ「スバニア」ノ國旗ヲ持チ、陸ニ上リ、天神ヲ拜シ、劍ヲ抜キテ、永ク「スバニア」國ノ領地タランコトヲ祝シ、之ヲ「サ

ニサルワードルト名付ケタリ、則バハマ群島ノ
一ナリ、土人等初メ、コロンビスノ船ヲ望ミ、其ノ
巨大ナルニ驚キ、帆ノ張レルハ羽翼ニシテ、炮ノ
響クハ吼聲ナリトシ、幼ヲ攜ヘ、老ヲ扶ケ、深林ノ
裏ニ潛ミ、隠レタリ、既シテ上陸スル人々ハ、美麗
壯嚴ナルヲ矚ヒ見テ、又眼ヲ驚カレシガ、スパニ
ア人ハ惜マズシテ、精好重價ノ物品ヲ與ヘケル
ニゾ、漸慣レ親シムニ至リケル、コロンビスハ、接
近ノ島嶼ヲ歴視シ、此ノ時ヨリ、之ヲウエストイ
ンジートトゾ稱ヘケル、是此ノ島嶼、猶アシアノ一

部落ナラムト思ヒ誤リケレバナリ、故ニ今ニ至
ルマデ、此ノ地ノ土人ヲウエストインジアーン
トゾ稱シケル、コロンビスハ、往復七ヶ月二十日
ニシテ、パロス港ニ歸リシカバ、其ノ大功ヲ贊美
セザル者莫カリケリ、是ヨリ後、コロンビスハ、尚
三回ノ水旅ヲ爲シ、王ニ乞ヒテ、漸次ニ人民ヲ此
ノ地ニ殖エ、尚所々ヲ探索シテ、西曆一千四百九
十八年、アメリカノ大地ヲ檢出シ、許多ノ殖民地
ヲ得テ、田野ヲ辟キ、金鑛ヲ掘リ、大ニ「スパニア」ヲ
シテ富饒ナラシメケルニ國王、讒者ノ舌頭ニ惑

七、其ノ位官ヲ褫ヒ、鐵鎖ヲ以之ヲ繫ギ、本國ニ呼
 ビ返シタリ、ゴロンビスノ罪ハ、跡ナキ空言ナレ
 バ、之ヲ赦サレタレドモ、王前約ニ違ヒ天之ヲ用
 ヒザリケレバ、ゴロンビスハ、其ノ忘恩背徳ヲ憤
 リ、常ニ其ノ鐵鎖ヲ室中ニ掛ケ死ナバ共ニ之ヲ
 埋メヨトゾ遺言シケル、西曆一千五百四年「コロ
 ンビス」齡六十九ヲ以死シタリ、

修身說約卷ノ九終

明治十年九月廿日版權免許 同十二年十一月校訂
 同十四年二月廿四日再版御届 同十四年九月五日讓受御届
 同十五年三月十五日三版御届 同十五年五月十五日四版御届

編纂人

群馬縣御用掛

木戸

麟

出版人

東京府士族

原亮三郎

製本所
發賣人

新編縣下長岡表通四丁目

東京市本橋區本町三丁目十七番地

日黒十郎

修身說約

水戸麟編輯

十

K110,1

54

10